

退職に伴う諸手続のご案内

茨城県学校生活協同組合

皆様には、永年にわたり学校生協をご支援・ご利用いただき、心より感謝申し上げます。
さて、学校生協では退職される皆様を対象に、「学校生協定款第6条」に基づき、「退職組合員」の募集を行っています。退職後も学校生協の組合員として現職時と同様各種サービスをご利用いただけますので、継続してのご加入をお願い申し上げます。
定年又は早期退職後の勤務形態(下記①、②、③)により、手続きが異なります。

継続希望者については、2月末までの提出をお願い致します。

- ① 再任用者又は臨時的任用者(給与控除可能)
現職者と同じ扱いになりますので提出の必要はありません。再任用又は臨時的任用終了時に「継続」又は「脱退」の手続きをお願いします。
- ② 非常勤講師及び市町村の社会教育施設等に勤務(時間当たりの報酬で勤務)
退職者扱いとなり、「継続」又は「脱退」の手続きをお願いします。
- ③ 民間企業に再就職又は仕事をしない場合
退職者扱いとなり、「継続」又は「脱退」の手続きをお願いします。

I 継続して学校生協をご利用になる場合

- (1)「退職組合員」とは
学校生協は、「職域生協」で学校や教育関連団体に勤務する現職の職員を対象にした生活協同組合です。しかし、平成19年に「消費生活協同組合法」が改正され、「学校等に勤務していた方」も組合員の対象とする規定ができ、退職された方も継続して組合員になることが可能となりました。
- (2)「退職組合員」への移行の手続き
引き続きご利用いただく場合には、「退職に伴う継続確認書」「退職組合員継続加入申請書」の提出が必要となります。
- (3)「退職組合員」となって学校生協を利用する場合のメリットは
 - ① 現職と同様に各種サービスをご利用できます。
 - * 共同購入各種チラシによる物品購入(ご希望によりチラシを送付)
 - * DCゴールドカード(ETCカード)の利用(年会費無料、海外旅行等の傷害保険付)
 - * アソック(年会費無料)ガソリンカードの利用
 - ・ **退職を機に各種カード(DCカード、ETCカード、アソックカード)利用も可能です。**
 - * 京成百貨店等での指定店割引利用が継続(一部除外品あり)
 - * 団体扱い割引適用の保険継続(対象保険会社及び詳細は別途)
 - * 学校生協ホームページからの通信販売利用、各種サービス利用
 - ② 現職と同様に出資金配当及び利用分量割り戻しがあります。
- (4)具体的な手続きについて
 - ① 別紙「退職に伴う継続確認書」の「1継続して利用します」に○をつけ、別紙「退職組合員継続加入申請書」氏名・住所・銀行口座・出資金の変更等をご記入の上ご提出下さい。

② 給与からの控除ができなくなるため、保険料・利用代金を銀行口座から引落となります。別紙「口座登録用紙」のご記入・ご提出をお願いいたします。

注) →→ **すでに口座登録されている方は必要ありませんが、口座の変更をされる方はご提出をお願いいたします。**

※ 引落手数料は学校生協が負担いたします。
(団体扱い保険を継続する場合)

※ 引落日は、毎月23日です。
(23日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日となります)

(5)退職後も団体扱いできる保険会社(保険料の割引が適用されます)

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 大樹生命 | ② アフラック |
| ③ 東京海上日動火災保険 | ④ 共栄火災海上保険 |
| ⑤ あいおいニッセイ同和損保 | ⑥ 三井住友海上火災保険 |

退職者保険団体に移行(保険料の割引が適用されません)

- | | |
|--------|--------|
| ⑦ 日本生命 | ⑧ 富国生命 |
|--------|--------|

(6)団体扱いの取り扱いができない保険契約について

各契約保険会社に連絡していただき、学校生協「団体扱い」から「個人扱い」への変更をお願いいたします。保険料の納入については保険会社にご相談ください。
(保険料の割引は適用されなくなります)

II 学校生協を脱退する場合の手続きについて

(1)別紙「退職に伴う継続確認書」のご記入・ご提出をお願いいたします。

- ① 2の「脱退します」に○を付けご提出下さい。また、出資金を返金する振込先についてのご記入もお願いいたします。
- ② お預かりしている出資金は、総代会終了後の8月頃にご返金いたします。

(2) 組合員証等の返還をお願いいたします。

- ① DCゴールドカード兼組合員証については、はさみを入れ使用できないようにしてから、返信用封筒にて返還をお願いいたします。
- ② エネオスアソックカードも同様に返還をお願いいたします。

(3) 団体扱いの取扱いができない保険契約について

- ① 各契約保険会社に連絡をしていただき、学校生協「団体扱い」から「個人扱い」への変更をお願いいたします。

各お手続きのお問い合わせ先 **茨城県学校生活協同組合**

住 所 〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 46 茨城教育会館 1 階

フリーダイヤル 0120-663-648

フリーファックス 0120-663-638

